

相談窓口の設置について

(趣旨)

電力取引監視等委員会事務局内に事業者や消費者向けの相談窓口を設置し、電気供給事業者間において協議が難航した案件等について、公平・中立な立場から解決に向けた支援を行うとともに、消費者と小売電気事業者の間で発生した契約トラブル等の相談に応ずることを目的とする。

主なポイント

1. 相談窓口の設置

相談事例の一元管理の観点から電力取引監視等委員会事務局総務課に設置する。

2. 主な業務

- ①電気供給事業者間において協議が難航した案件について相談に応ずる
- ②消費者と小売事業者の間で発生した契約トラブル等の相談に応ずる。
- ③ホームページ、パンフレット等を通じ、当該相談窓口の普及啓発に努める。
- ④具体的な相談事例をとりまとめ、個人情報保護法に留意しつつ、統計資料及び事例集として公表する。

上記業務については、関係行政機関と連携を図りつつ実施する。

注) 公益通報（内部告発）については、経済産業省公益通報受付窓口にて一元的に受け付ける。